



福県医発第420号(地)
平成23年 5月13日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一 良
(公印省略)

慢性腎臓病（CKD）特別対策事業について

今般、本事業の実施主体（国の補助対象）が下記のとおり改正された旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますようお願い申し上げます。

記

実施主体	改正前	： 都道府県
	改正後	： 都道府県、政令指定都市、中核市

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 名取一幸
会長 蒲池 壽

(地Ⅲ23)

平成23年4月25日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 三 上 裕



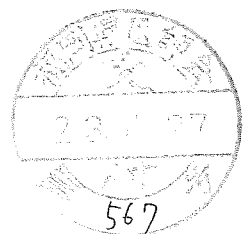
慢性腎臓病（CKD）特別対策事業について

慢性腎臓病（CKD）特別対策事業につきましては、平成21年5月15日付（地Ⅲ37）の文書をもって貴会宛に通知させていただきました。

今般、本事業の実施主体（国の補助対象）が都道府県のみであったものが、都道府県に追加し、政令市、中核市も対象になるよう実施要綱が改正されました。

厚生労働省健康局長より各都道府県知事等宛に通知がなされるとともに、本会あてにも健康局疾病対策課より周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会管下郡市区医師会に対する周知方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。



事 務 連 絡
平成 2 3 年 4 月 2 1 日

社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省 健康局 疾病対策課

慢性腎臓病（CKD）特別対策事業について

標記について、別紙（平成 2 3 年 3 月 3 0 日付け健発 0 3 3 0 第 2 号）により都道府県知事・政令指定都市市長・中核市市長あて発出しましたので、ご連絡いたします。

つきましては、本件についてご理解の上周知いただきたくお願いいたします。

（改定箇所）

2 実施主体のうち

「都道府県」を「都道府県、政令指定都市、中核市」に改定

健発 0330 第2号

平成23年3月30日

各

〔	都道府県知事	〕 殿
	政令指定都市市長	
	中核市市長	

厚生労働省健康局長

慢性腎臓病（CKD）特別対策事業について

標記については、平成21年4月28日付け健発第0428001号厚生労働省健康局長通知「慢性腎臓病（CKD）特別対策事業について」の別紙「慢性腎臓病（CKD）特別対策事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成23年4月1日から適用することとしたので通知する。

慢性腎臓病（CKD）特別対策事業について

平成21年4月28日健発第0428001号

各都道府県知事宛

厚生労働省健康局長通知

一部改正 平成23年3月30日健発0330第2号

各都道府県知事、政令指定都市市長、

中核市市長宛

厚生労働省健康局長通知

別 紙

慢性腎臓病（CKD）特別対策事業実施要綱

1 目的

慢性腎臓病（CKD）は、生命や生活の質に重大な影響を与えうる重篤な疾患であるが、腎機能異常が軽度であれば、適切な治療を行うことにより進行を予防することが可能である。

しかし、CKDに対する社会的な認知度は低く、腎機能異常に気づいていない潜在的なCKD患者が多数存在すると推測され、医療現場においても見過ごされがちである。

また、すべてのCKD患者に腎臓専門医が対応することは困難であり、患者の多くが受診するかかりつけ医の資質向上やコメディカル等の人材育成が必要である。

そこで、地域における講演会等の開催や医療関係者を対象とした研修等を実施することにより、広くCKDに関する正しい知識の普及、CKD対策に必要な人材の育成等を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、政令指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。

ただし、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営できると認められる団体に委託することができるものとする。

3 実施事業

都道府県等は、CKDに関する正しい知識の普及、かかりつけ医等を対象とした研修会の実施等、地域におけるCKD対策を推進するため、医師会、

腎臓病に関する専門医、関係市区町村や保健所等の関係者によって構成される連絡協議会を設置するものとする。ただし、既に地域において同様の組織がある場合は、これを活用して差し支えない。

都道府県等は、連絡協議会の意見を勘案しつつ、以下の事業を行うものとする。

- ① 患者等一般向けの講演会等の開催
- ② 病院や診療所等の医療関係者を対象とした研修の実施
- ③ CKD診療に関わる医療機関情報の収集と提供
- ④ 事業実施の評価

4 事業実施上の留意事項

- (1) 都道府県等は、地域の実情や患者等の意向等を踏まえ、医師会等の関係団体、関係学会、関係行政機関等と連携を図りつつ、患者等の利便性を十分配慮した事業の実施に努めること。
- (2) 事業の実施上知り得た事実、特に個人が特定される情報（個人情報）については、特に慎重に取り扱うとともに、その保護に十分配慮するよう、関係者に対して指導すること。
- (3) 地域住民及び医療関係者に対し、広報誌等を通じて事業の周知を図るものとする。

5 成果の報告

都道府県等は、別に定めるところにより、厚生労働大臣に対し、各事業の実施成果を報告するものとする。

6 国の補助

国は、都道府県等がこの実施要綱に基づいて実施する事業のために支出した経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

慢性腎臓病（CKD）特別対策事業実施要綱新旧対照表

新	旧
慢性腎臓病（CKD）特別対策事業について 平成21年4月28日健発第0428001号 各都道府県知事宛 厚生労働省健康局長通知 一部改正 平成23年3月30日健発0330第2号 厚生労働省健康局長通知	慢性腎臓病（CKD）特別対策について 平成21年4月28日健発第0428001号 各都道府県知事宛 厚生労働省健康局長通知
別紙	別紙
慢性腎臓病（CKD）特別対策事業実施要綱	慢性腎臓病（CKD）特別対策事業実施要綱
1 目的 (略) 2 実施主体 実施主体は、<u>都道府県、政令指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）</u>とする。 ただし、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営できると認められる団体に委託することができるものとする。 3 実施事業 都道府県等は、CKDに関する正しい知識の普及、かかりつけ医等を対象とした研修会の実施等、地域におけるCKD対策を推進するため、医師会、腎臓病に関する専門医、関係市区町村や保健所等の関係者によって構成される連絡協議会を設置するものとする。ただし、既に地域において同様の組織がある場合は、これを活用して差し支えない。 <u>都道府県等は、連絡協議会での意見を勘案しつつ、以下の事業を行うものとする。</u> ① 患者等一般向けの講演会等の開催 ② 病院や診療所等の医療関係者を対象とした研修の実施 ③ CKD診療に関わる医療機関情報の収集と提供	1 目的 (略) 2 実施主体 実施主体は、<u>都道府県</u>とする。 ただし、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営できると認められる団体に委託することができるものとする。 3 実施事業 <u>都道府県</u>は、CKDに関する正しい知識の普及、かかりつけ医等を対象とした研修会の実施等、地域におけるCKD対策を推進するため、医師会、腎臓病に関する専門医、関係市区町村や保健所等の関係者によって構成される連絡協議会を設置するものとする。ただし、既に地域において同様の組織がある場合は、これを活用して差し支えない。 <u>連絡協議会は、都道府県の実情を勘案しつつ、以下の事業を行うものとする。</u> ① 患者等一般向けの講演会等の開催 ② 病院や診療所等の医療関係者を対象とした研修の実施 ③ CKD診療に関わる医療機関情報の収集と提供

別紙

④ 事業実施の評価 4 事業実施上の留意事項 (1) 都道府県等は、地域の実情や患者等の意向等を踏まえ、医師会等の関係団体、関係学会、関係行政機関等と連携を図りつつ、患者等の利便性を十分配慮した事業の実施に努めること。 (2)・(3) (略) 5 成果の報告 都道府県等は、別に定めるところにより、厚生労働大臣に対し、各事業の実施成果を報告するものとする。 6 国の補助 国は、都道府県等がこの実施要綱に基づいて実施する事業のために支出した経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。	④ 事業実施の評価 4 事業実施上の留意事項 (1) 都道府県は、地域の実情や患者等の意向等を踏まえ、医師会等の関係団体、関係学会、関係行政機関等と連携を図りつつ、患者等の利便性を十分配慮した事業の実施に努めること。 (2)・(3) (略) 5 成果の報告 都道府県は、別に定めるところにより、厚生労働大臣に対し、各事業の実施成果を報告するものとする。 6 国の補助 国は、都道府県がこの実施要綱に基づいて実施する事業のために支出した経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。
--	---